

警視庁公安部の違法な再差押えと12.7家宅捜索に抗議し
国、東京都に対し国家賠償請求訴訟を起す！

本日、JR総連並びにJR東労組は、国（簡易裁判所）、東京都（警視庁）を相手取り総額3,630万円の損害賠償請求と押収物の還付などを求めて国家賠償請求訴訟を起こした。

警視庁公安部公安第二課の警察官らは、東京駅事件が3月16日に不起訴処分が決定される前日、22点の物件を「再差押え」した。しかし所有権を有するJR総連などに対し、その理由は現在でも一切明らかにしていない。JR総連は、公安二課に対して還付請求を行ってきたが「捜査中」を理由に請求を拒否続けてきた。したがって12月1日JR総連は、再度、公安二課に対し「差押え理由開示請求」を申し入れたが何らの回答も示していない。まさに再差押えから8カ月以上も経過したが日本政府がいう「他の容疑」の内容すら明らかにしてこなかった。

このような違法な事態が続くなかで11月16日、ILO第2次勧告が採択され、ILOは日本政府に対し「再差押えを行った他の容疑の詳細を報告すること」「押収物件は速やかに返還すること」等を要請した。その矢先に、公安第二課は、業務上横領容疑を口実に12月7日から10日まで4日間84時間を超える家宅捜査を強行した。これは明らかにILO第2次勧告に対する挑戦であり、公安第二課のアリバイのための捜索に過ぎない。

警視庁公安部が主張する「業務上横領容疑」は、まったくの虚偽である。公安第二課が容疑と関係しない物件を2,000点以上も押収していることは、本件容疑の解明が狙いとは思えない。東京駅事件がそうであったように別件をでっち上げ、さらに弾圧を繰り返す為の捜索ではないか。弾圧は「あなたが退職するまで続く」と家宅捜索中に漏らした捜査官の言葉がそのことを如実に物語っている。まさに今次強行された家宅捜索は、労働組合権の侵害のみならず結社の自由の否定であり、思想信条の自由までも踏みこむ許し難い行為である。

JR総連は、度重なる弾圧に抗し、平和・人権・民主主義を守っていく立場から捜索差押許可状を発布した国と家宅捜査を強行した東京都の違法性を法廷の場で明らかにするためにあえて提訴に踏み切った。

私たちは、公安第二課に対し今次押収された物件の早期還付を求める。そして日本政府がILO勧告を履行し、労働組合権の侵害を直ちにやめることを求める。そしてえん罪JR浦和電車区事件ででっち上げられた7名の早期職場復帰と完全無罪を勝ち取る為にさらに闘いを強化していく。

2005年12月27日

全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）